

変更届(変更許可申請)の取扱いについての変更点

変更届(変更許可申請)及び更新申請の取扱いについて、平成30年10月23日から下記1から3のとおり変更します。下記に記載がない事項については、従前どおりの取扱いです。

詳細については、「変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧」を更新しておりますので、参照してください。

1 全サービス共通

法人の役員に変更があった場合に、変更届の提出が不要となります。

2 居宅サービス、介護予防サービス、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設

(1) 管理者の変更について

管理者の変更があった場合、従前どおり変更届の提出が必要ですが、経歴書、役員名簿及び欠格事由の証明書の添付は不要となります。

(2) 介護支援専門員の変更について((介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設のみ)

介護支援専門員の変更があった場合、従前どおり変更届の提出が必要ですが、経歴書の添付は不要となります。

3 介護老人保健施設

(1) 管理者の変更について

従前のとおり取扱いですが、県の承認を受けた後に提出する変更届に役員名簿及び欠格事由の証明書の添付が不要となります。

(2) 介護支援専門員の変更について

介護支援専門員の変更があった場合、従前どおり変更届の提出が必要ですが、経歴書の添付は不要となります。